

葬儀支援サービスに新たなサービスが加わりました。

不動産・預貯金・相続税……

お任せください!

相続手続

相続手続には**10ヶ月**という期限があります。(相続税課税時)
不動産・預貯金などの名義変更は**お済みですか?**

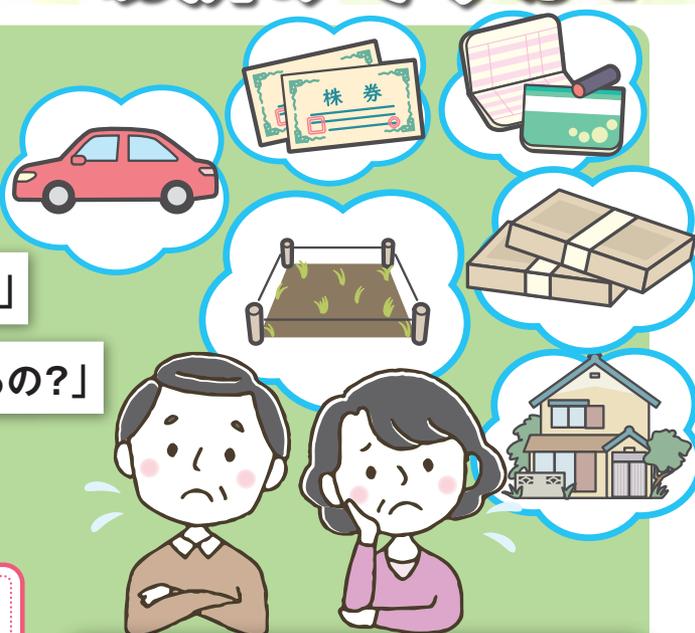
「費用は? 税金は? 期限は?」

「権利証の書き換えはどうするの?」

「預貯金を払い戻すにはどうしたらいいの?」

「原戸籍や除籍謄本ってどうやって取得するの?」

「専門家に任せるべき手続きは?」



Q. どういう専門家に頼めばいいの?

A. 医者に内科・外科があるように、法律専門家にも専門分野があります。相続や遺言を専門としている私たちNCPに安心してお任せください。NCPは、年間8,000件を超える相続手続きを手がけてきた相続のスペシャリスト集団です。豊富な実績により導き出された最適な方法をご提案いたします。

任せて安心の実績数!

相続・遺言手続き グループ累計受託件数

46,000件超

(2020年 相続案件受託件数 8,273件)

全国儀式
サービス
お客様特典

- 相続手続についての**相談が無料**
- 国家資格者による**ご自宅への初回無料訪問サービス**(土日祝も対応) ※一部地域を除く
- **特別価格の適用**

ご相談の受付は、“全国儀式サービス”にて承っております。

受付時間 10:00~17:00(年末年始を除き年中無休)

株式会社 **全国儀式サービス**



0120-204-122

相談
無料

NCPは全国儀式サービスとご相続手続きに関する業務委託契約をしております。



エヌ・シー・ピー
NCP 相続センター
司法書士/行政書士法人NCP
税理士法人NCP

相続 NCP

検索

<http://www.ncp-law.com>
Eメールアドレス info@ncp-law.com

(株)全国儀式サービス

企業・団体様の福利厚生制度として葬儀に特化した「葬儀支援サービス」を提供しています。「葬儀支援サービス」とは、万一の際に、全国共通の葬儀の基本セットを低廉かつ明瞭な金額でご提供し、電話1本で全国の加盟葬儀社をご紹介させていただく制度です。

意外に面倒 預貯金・株式の手続き

金融機関は死亡したことを知ると口座を凍結

- ➔ 名義変更(払戻し)には、**故人の出生から死亡までのすべての戸籍(除籍・原戸籍)が必要**

この戸籍収集が結構大変です。

金融機関へ(平日昼間に)何度か足を運ぶ必要あり

- ➔ 銀行窓口の混雑具合にも左右され、かなり骨の折れる作業です。



NCPに依頼すると、ご自身で動く必要はありません。
戸籍収集から金融機関との交渉まですべて代行します。

※書類への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。

相続税の期限は10カ月 早めのご相談を

申告が必要なのに放置してしまうと

- ➔ 減額特例が使えなくなってしまい結果的に税額が大幅増になることも
- ➔ 無申告加算税・延滞税・重加算税など最大で40%の加算
- ➔ 期限間際で専門家(税理士)に依頼すると特急料金(加算報酬)が発生



相続税を得意とする税理士(会計士)はごく一部

NCPでは、遺産の簡易査定をしたうえで相続税申告が必要かどうかを調査します。
申告が必要な場合には豊富な実績を基に強力にサポートいたします。

死亡した人名義の権利証は既に効力なし

名義変更(相続登記)をすることで新たに権利証を発行します。

※不動産登記手続の9割近くは司法書士が代行しています。

相続登記は、専門知識や各種書類の作成が必要となるので、
弁護士や税理士でも自分ではやらずに司法書士に依頼しています。



NCPに依頼すると、ご自身で動く必要はありません。
戸籍収集～権利証の発行まですべて代行します。

※遺産分割協議書への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。

※法改正により、相続登記をせずに放置すると過料に処されることになります。